

県たばこ税

納める人

日本たばこ産業（株）、卸売販売業者や輸入業者が、県内の小売販売業者にたばこを売り渡した際に、売り渡した本数を基準に税を納めます。なお、この税がたばこの小売価格に含まれるため、最終的には消費者が税を負担することになります。

納める額

●紙巻きたばこ

1本につき0.930円（10月から1.000円）

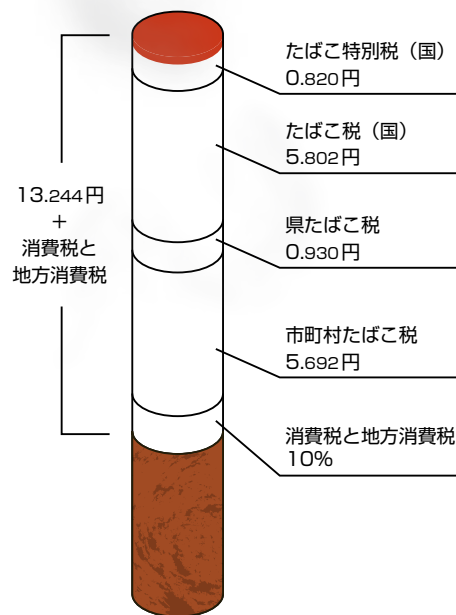
（平成30年10月から段階的に税率を引き上げ、令和3年10月1日には1.070円となります。）

※1本当たり1グラム未満の軽量な葉巻たばこについて、令和2年10月から課税方式を段階的に見直すこととなりました。

申告と納税

日本たばこ産業（株）、卸売販売業者や特定販売業者（輸入業者）が、毎月分をまとめて翌月末日までに申告し、納めます。

1本のたばこに含まれる税金
 平成30年10月1日～



ゴルフ場利用税

納める人

ゴルフ場を利用した人が負担し、経営者を通じて納められます。

納める額

利用料金、ホール数等により、ゴルフ場ごとに税率（税額）が決められています。

1級/1,000円～7級/170円 ただし、早朝・薄暮スタートのハーフプレイは、税率が1/2となる場合があります。（1人1日1か所ごと）

申告と納税

ゴルフ場の経営者が、毎月分を翌月の10日までに申告し、納めます。

市町村への交付

県に納められたゴルフ場利用税の70%は、そのゴルフ場の所在する市町村に交付されます。

非課税について

以下の利用者及び利用については申請により非課税となりますが、申請手続きの際に非課税となることを証明できるもの（運転免許証、保険証など）を提示してください。

- 年齢18歳未満の方 ●年齢70歳以上の方 ●身体等に障害のある方
- 保健体育の実技、公認の課外授業での利用（学校教育法第1条に規定する学校の学生、生徒、教員に限る）
- 国民体育大会のゴルフ競技での利用（予選会、公式練習含む）
- 閣議決定又は了解された国内競技大会（公式練習を含む）